

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

公共施設等運営権実施契約書（案）

令和 6 年 10 月 25 日

宇部市土木建設部

宇部市公共下水道西部処理区運営事業
公共施設等運営権実施契約書（案）

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 事業名 | 宇部市公共下水道西部処理区運営事業 |
| 2 事業の場所 | 宇部市 |
| 3 事業期間 | 契約締結の日から令和 38 年 3 月 31 日まで |
| 4 業務委託費 | |

上記の事業について、宇部市（以下「市」という。）と●（以下「運営権者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、市及び運営権者が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和●年●月●日

	所在地	
市	名称	
	代表者	⑩
	住所又は 所在地	
運営権者	商号又は 名称	
	代表者	⑩

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 目的及び解釈.....	1
第2条 本事業の実施.....	1
第3条 契約の構成及び適用関係.....	1
第4条 資金調達.....	1
第5条 許認可等及び届出等.....	1
第6条 責任の負担.....	2
第7条 運営権者による表明及び保証.....	2
第2章 業務の実施.....	3
第8条 業務の実施.....	3
第9条 運営権者によるセルフモニタリング.....	3
第10条 市及び第三者によるモニタリング.....	4
第3章 サービス対価の支払い等.....	4
第11条 サービス対価の支払.....	4
第12条 サービス対価の改定.....	4
第13条 プロフィットシェアリング.....	4
第4章 契約の解除.....	5
第14条 各業務の解除.....	5
第15条 暴力団排除措置による解除.....	5
第16条 談合等の不正行為が行われた場合の解除.....	5
第17条 その他の契約違反による解除.....	6
第18条 解除の効果.....	7
第5章 知的財産権.....	7
第19条 知的財産権の帰属等.....	7
第20条 著作権の利用等.....	7
第21条 著作権の譲渡禁止.....	8
第22条 第三者の有する著作権の侵害防止.....	8
第23条 第三者の知的財産権等の侵害防止.....	8
第24条 新技術の導入.....	9
第6章 その他.....	9
第25条 協議会の設置.....	9
第26条 公租公課.....	9
第27条 個人情報の保護.....	9
第28条 情報公開.....	10
第29条 秘密保持義務.....	10
第30条 金融機関との協議.....	11
第31条 本契約の期間.....	11
第32条 兼業禁止.....	11
第33条 遅延利息.....	11
第34条 暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務.....	12

第 3 5 条	管轄裁判所.....	12
第 3 6 条	その他.....	12
第 3 7 条	疑義に関する協議.....	12
別紙 1	定義集.....	13
別紙 2	サービス対価の支払い方法.....	18
別紙 3	サービス対価の改定.....	20
別紙 4	プロフィットシェアリングの考え方.....	22

第1章 総則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、市及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、長期間にわたり、西部浄化センター、ポンプ場及びマンホールポンプ施設等を一体的に管理運営することで、運営権者の技術・経営ノウハウや創意工夫を活かした事業運営により、公共用水域の水質保全、脱炭素、経費削減、更新費用の抑制等、将来にわたって持続可能な下水道経営の確立を期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 本契約における用語は、本文中において特に意味が明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、別紙1において定められた意味を有するものとする。
- 4 本契約に定める書類等に変更等があった場合には、当該書類等には当該変更等を含むものとする。
- 5 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の実施)

- 第2条 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 本契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。また、本契約の規定に基づき、別途市と運営権者の間で締結される契約等は、いずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の各書類の記載内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。ただし、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の各書類の記載内容について疑義が生じた場合は、市及び運営権者の間において協議の上、当該記載内容に関する事項を決定するものとする。

(資金調達)

- 第4条 本事業に要する資金調達は、本契約に別途定める場合を除き、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(許認可等及び届出等)

- 第5条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得し、義務事業期間にわたり維持するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。ただし、市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について市が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。
- 2 運営権者は、前項但書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の

取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。

- 3 市は、運営権者が市に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したもののについては、その写しを保存するものとし、本事業終了日に市に提出するものとする。
- 5 運営権者は、義務事業開始予定日までに、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を市に提示するとともに、その原本証明付写しを市に提出して、その確認をうけるものとする。運営権者は、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを市に提出するものとする。

(責任の負担)

- 第6条 運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。
- 2 運営権者は、本契約において別段の規定のある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する市による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(運営権者による表明及び保証)

- 第7条 運営権者は、本契約締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。
- (1) 運営権者は、会社法（平成十七年法律第八十六号）に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
 - (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
 - (3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
 - (4) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
 - (5) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
 - (6) 本事業を実施するために必要な運営権者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査が、運営権者に対して係属しておらず、運営権者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
 - (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (8) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意

に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

(9) 運営権者は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

2 運営権者は、義務事業開始日において、市に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が●億円以上¹であることを表明し、保証するものとする。

3 運営権者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、運営権の譲渡及びその他の処分については、約款 A の定めるところによる。

4 運営権者は、成果物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は質権その他の担保権の目的に供してはならない。ただし、運営権者が業務を委託している者に成果物の貸与が必要なときは、この限りでない。

第 2 章 業務の実施

(業務の実施)

第 8 条 運営権者は、次の表の左欄に掲げる業務及び事業を同表右欄に示す本契約に添付の約款に基づいて実施する。

義務事業 ①経営に関する業務 ②維持管理に関する業務 ③改築に関する業務 ④その他の業務 附帯事業 任意事業	約款 A
宇部市公共下水道西部処理区ポンプ場等包括的民間委託 ①運転管理業務 ②保守管理業務 ③その他の業務	約款 B

(運営権者によるセルフモニタリング)

第 9 条 運営権者は、義務事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに提案書類において提案した方法に基づき、セルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

2 運営権者は、義務事業期間中、提案書類において提案した業務に関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法（セルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順及び実施頻度を含むが、これらに限られない。）及び結果について、市に対して、自らが提案書類において提案した方法又は市の求めに応じて、報告書

¹ 優先交渉権者の提案に基づき記載する。

を作成してこれを提出する。

- 3 運営権者は、前二項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において提案した公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、義務事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書に従うものとする。

（市及び第三者によるモニタリング）

- 第10条 市は、義務事業期間中、運営権者がPFI法、下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画書に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画書及び提案書類に従ってモニタリングを実施する。
- 2 前項に定める市によるモニタリングに加えて、義務事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、専門的知見を持つ第三者委員会によるモニタリングも実施されるものとする。
 - 3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画書に従うものとする。

第3章 サービス対価の支払い等

（サービス対価の支払）

- 第11条 市は、運営権者による本業務の実施に対する対価として、別紙2に規定する対価の支払い方法に従い公共施設等運営事業におけるサービス対価及び包括的民間委託におけるサービス対価を支払う。

（サービス対価の改定）

- 第12条 包括的民間委託におけるサービス対価は別紙3に従い改定されるものとする。
- 2 市は、約款Bの履行期間が満了するまでに、原則として約款Bと業務内容を同じくし、約款Bの履行期間の満了日の翌日を始期とし、提案書類に基づくサービス対価を対価とする契約を運営権者と締結するものとする。当該条件は以後、義務事業期間の終了まで同様とする。ただし、義務事業期間において運営権者に重大な契約違反又は不履行若しくは著しい要求水準の未達があった場合はこの限りではない。
 - 3 前項に定める契約の締結がなされなかった場合（但書きの場合を除く）、又は前項に定める始期より当該契約の開始日が遅れた場合は、市は運営権者の申し出により本事業のサービス対価の増額について協議を行う。

（プロフィットシェアリング）

- 第13条 運営権者の創意工夫、効率的な運転管理によって生じる経費節減による支出減については、原則として全額を運営権者に帰属させるものとする。また、包括的民間委託に関しては、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により縮減した場合、別紙4（プロフィットシェアリングの考え方）の定めに従い、縮減額に関して市と運営権者でシェアするものとする。

第4章 契約の解除

(各業務の解除)

第14条 市は、添付の各約款の規定に従い、各業務に係る契約関係を解除することができる。
個別の業務の解除は他の業務の契約関係に影響を与えない。

(暴力団排除措置による解除)

第15条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部を解除することができる。この場合において、解除により運営権者に損害があっても、市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 暴力団（宇部市暴力団排除条例（平成二十三年条例第十九号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等（次に掲げる者をいい、運営権者の親会社等（PFI法9条第4号に規定する親会社等をいう。）の役員を含む。）が暴力団員等（宇部市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。））
- (3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、市との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第35条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第16条 本優先交渉権者構成員のいずれかが基本協定書第9条各号に該当したときは、市は、本契約の全部を解除することができる。

2 市は、運営権者（第4号及び第5号にあつては、その役員又は使用人）が本契約に関して次

の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、同法第61条第2項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、同条第2項の規定により当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会から違反行為があったとして受けた審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 刑法（明治四十年法律第四十五号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - (5) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を市の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- 3 前項の規定により本契約が解除された場合において、運営権者は、約款A第75条に規定する契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。

（その他の契約違反による解除）

- 第17条 第7条第1項各号又は第2項の表明が事実と反することを市が運営権者に通知し運営権者が相当な期間内にこれを治癒し又はその他の適切な措置を執らなかったとき、運営権者が第27条第8項の勧告に従わないとき、若しくは運営権者が第7条第3項、同条第4項、第20条第4項、同条第5項、第21条、第32条各項に違反し、市が催告しても相当な期間内に当該違反を治癒し又はその他の適切な措置を取らないときは、市は、本契約の全部を解除することができる。
- 2 以下の各号に該当する場合は、市は本契約の全部を解除することができる。
- (1) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（運営権者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
 - (2) 運営権者が差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。
 - (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
 - (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、義務事業開始日が義務事業開始予定日より3ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
 - (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
 - (6) 運営権者について、本事業の実施に必要な許認可等が終了し、又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
 - (7) 運営権者が、PFI法第29条第1項第1号イからトまでのいずれかに該当する場合であつ

て、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第 13 条第 2 項に該当し、又は同条第 1 項第 1 号の規定による聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。

(8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。

(9) 運営権者又はその親会社等（PFI 法第 9 条第 4 号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。）の役員のうちに以下のいずれかに該当する者がいることが判明したとき。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者

ウ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令等による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

エ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者

オ PFI 法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者又はその取消しの日前 30 日以内に当該取り消された者の役員であった者で、その取消しの日から 5 年を経過しない者

カ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者

3 第 12 条第 3 項に定める本事業のサービス対価についての協議が 60 日以内にまとまらない場合、市がサービス対価その他の条件を合理的に決定することができる。この場合、市及び運営権者は、当該決定内容に従い第 12 条第 2 項の契約を締結する。

（解除の効果）

第 18 条 市が第 15 条、第 16 条、又は第 17 条によりこの契約の全部を解除したときは、各業務について運営権者の責めに帰すことのできる事由により解除されたものとみなし、各業務を終了するものとする。

2 本契約の解除後の処理に関する事項のうち本契約の定めのないものについては、市と運営権者間で協議するものとするが、協議がまとまらないときは、第 25 条第 1 項に基づき設置する協議会において協議を行うものとする。

第 5 章 知的財産権

（知的財産権の帰属等）

第 19 条 市が、本事業の募集段階において、又は本契約の規定により、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）について、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権（以下「知的財産権」という。）が存する場合、その知的財産権は、市に帰属する。

（著作権の利用等）

第 20 条 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 市の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び市の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項に規定する利用の権利及び権限

は、本契約終了後、市の指定する者も有するものとする。

- 3 成果物のうち著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の規定するところによる。
- 4 運営権者は、市（第2項における市の指定する者を含む。）が成果物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、本契約に別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1) 成果物及び本事業の対象施設の内容を公表すること。
 - (2) 本事業の対象施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
 - (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

（著作権の譲渡禁止）

- 第21条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、事前に市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（第三者の有する著作権の侵害防止）

- 第22条 運営権者は、成果物が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- 2 運営権者は、成果物が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとする。なお、本項の規定は本契約の終了後も存続するものとする。

（第三者の知的財産権等の侵害防止）

- 第23条 運営権者は、本契約の履行に当たり、前条のほか、第三者の有する知的財産権を侵害しないこと及び運営権者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害していないことを市に対して保証する。
- 2 運営権者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権を侵害し、又は運営権者が市に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定す

る者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。ただし、運営権者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項の規定は、本契約の終了後も存続するものとする。

（新技術の導入）

第24条 運営権者は、知的財産権の対象となっている技術等（以下本条において「知的財産権対象技術」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を過失なく知らなかったときは、市は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

2 運営権者は、自己が知的財産権を有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾したものとみなす。ただし、市が有償とすることを認めた場合はこの限りでない。

3 運営権者は、第三者（運営権者の株主を含むが、これに限られない。）が知的財産権を有する知的財産権対象技術を義務事業又は附帯事業に導入した場合、当該第三者をして、市及び市の指定する者に対し、本契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償（ただし、市が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させなければならない。ただし、当該第三者が運営権者の株主以外の第三者である場合には、運営権者は、当該第三者をして、当該導入技術の利用を無償（ただし、市が別途認める場合は有償）かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。

第6章 その他

（協議会の設置）

第25条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、協議会を設置することができる。

2 前項の規定により設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者3名、市の代表者1名及び運営権者の代表者1名の計5名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

（公租公課）

第26条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

（個人情報の保護）

第27条 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、義務事業期間が終了した後においても同様とする。

2 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。

3 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成する

ために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 4 運営権者は、本事業の実施に当たり、収集、作成した個人情報を、市の指示又は承諾を得ることなしに本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 運営権者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 6 運営権者は、市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 運営権者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。
- 9 運営権者は、本事業の実施に当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約が終了した後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 10 運営権者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、宇部市個人情報保護法施行条例（令和四年十二月二十六日条例第二十六号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 11 前項の個人情報の取扱規程等を定めるにあたっては、運営権者は、市と協議するものとする。当該個人情報の取扱規程等を変更する場合も同様とする。
- 12 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を第10項の取扱規程等に定めなければならない。

（情報公開）

- 第28条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、宇部市情報公開条例（平成十二年条例第三号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 2 情報の開示に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

（秘密保持義務）

- 第29条 市及び運営権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。ただし、①既に自ら保有していた情報、②既に公知の事実であった情報、③その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及び④その取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。
- 2 前項の規定にかかわらず、市及び運営権者は、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、市が宇部市情報公開条例（平成十二年三月二十七日条例第三号）等に基づき開示する場合、並びに①当該情報を知る必要のある市若しくは運営権者の職員、従業員、代理人、請負人若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、②当該情報を知る必要のある者としてあら

かじめ市と本優先交渉権者構成員の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は③本事業に関して運営権者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の従業員、代理人、請負人、若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び運営権者との同一の秘密保持義務を負うことを条件として、本契約に関する情報を開示することができる。

- 3 前二項の規定は、市及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

（金融機関との協議）

第30条 市は、必要と認めた場合には、本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。市がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 市が本契約に関して運営権者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項。
- (2) 本議決権株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項。
- (3) 金融機関等が運営権者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての市との間で行う事前協議及び市に対する通知に関する事項。
- (4) 市による本契約の解除に伴う措置に関する事項。
- (5) 運営権者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の市との間で行う事前協議に関する事項（第2号で定める事項を除く。）。

（本契約の期間）

第31条 本契約は、別段の定めがある場合を除き、契約締結日を始期とし、本事業終了日まで効力を有する。

- 2 本契約に基づく各業務の業務期間は添付の約款にそれぞれ規定されるとおりとし、業務終了時の取り扱いは各約款及び要求水準書に定めるとおりとする。

（兼業禁止）

第32条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第33条 市又は運営権者が、本契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

- 2 市は、本契約に起因して生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において

対当額で相殺することができる。

（暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第34条 運営権者は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（管轄裁判所）

第35条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、山口地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第36条 本契約に定める請求、通知、報告、催告、勧告、命令、処分、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に規定する金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるところによるものとする。

5 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

（疑義に関する協議）

第37条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

別紙1 定義集

- (1) 「維持」とは、文脈上別異に解すべき場合を除き、施設の運転管理、保守、点検、調査、清掃等運営権設定対象施設の機能を保持するための事実行為で工事を伴わないものをいう。
- (2) 「維持管理」とは、修繕及び維持の総称をいう。
- (3) 「委託禁止業務」とは、法令等上委託が禁止されている業務及び委託等を禁止する業務として要求水準書に定める業務をいう。
- (4) 「運営権」とは、運営権設定対象施設に対して設定される PFI 法第 2 条第 7 項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (5) 「運営権者譲渡対象資産」とは、約款 A 別紙 1 第 2 項に記載する手続において運営権者への譲渡対象となる動産をいう。
- (6) 「運営権設定対象施設」とは、西部浄化センターをいう。
- (7) 「運営権設定日」とは、本契約に基づき運営権が設定された日をいう。
- (8) 「会社法」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）をいう。
- (9) 「改築」とは、更新、長寿命化及び附設の総称をいう。
- (10) 「改築実施基本協定」とは、市と運営権者の間で改築に係る業務に関して締結される約款 A 別紙 5 の様式による協定をいう。
- (11) 「改築計画書」とは、改築提案書に記載された内容に基づき運営権者によって作成される改築に係る計画をいう。
- (12) 「株主誓約書」とは、基本協定書に定める様式の株主誓約書をいう。
- (13) 「関連資料集」とは、募集要項等のうち、関連資料集として特定された文書をいう。
- (14) 「基本協定書」とは、市と本優先交渉権者構成員との間で令和●年●月●日に締結された宇部市公共下水道西部処理区運営事業基本協定書をいう。
- (15) 「行政手続法」とは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）をいう。
- (16) 「許認可等」とは、許可、認可、指定及びその他の形式の行政行為をいう。
- (17) 「計量法」とは、計量法（平成四年法律第五十一号）をいう。
- (18) 「義務事業」とは、約款 A 第 10 条各号に定める各事業の総称をいう。
- (19) 「国補助金等」とは、下水道法第 34 条の規定により国から市に対し支給される補助金又は交付金をいう。
- (20) 「経営」とは、事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、危機管理、情報公開、利用料金の収受、モニタリング、技術管理、環境対策、地域貢献等事業全体を管理・遂行することをいう。
- (21) 「経営に係る業務」とは、要求水準書第 3 章に規定する業務をいう。
- (22) 「下水道条例」とは、宇部市下水道条例（平成十六年十月八日条例第九十六号）をいう。
- (23) 「下水道法」とは、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）をいう。
- (24) 「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）をいう。
- (25) 「更新」とは、所定の耐用年数と機能を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の全部を取り換えることをいう。
- (26) 「公有財産賃貸借契約」とは、本事業用地又は運営権設定対象施設のうち、任意事業のために使用する部分の貸付に関して、市と運営権者の間で締結される約款 A 別紙 8 の様式によ

る契約をいう。

- (27) 「事業計画書」とは、約款 A に定める全体事業計画書、中期事業計画書及び年間事業計画書をいう。
- (28) 「事業継続措置」とは、運営権者による事業継続のために、市が公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく国庫負担の申請等により、運営権設定対象施設を復旧するために実施する措置をいう。
- (29) 「事業年度」とは、各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間（本契約締結年度にあつては、契約締結日から次に到来する 3 月 31 日までの期間）をいう。
- (30) 「修繕」とは、老朽化した施設又は故障若しくは損傷した施設を対象として、対象施設の所定の耐用年数内において機能を維持するために行う工事その他の行為（ただし、更新を伴わないものとする。）をいう。
- (31) 「使用者」とは、排除する汚水が西部浄化センターで処理される者をいう。
- (32) 「使用料」とは、使用料等のうち、使用者が市に対して支払う使用料をいう。
- (33) 「使用料等」とは、使用者が下水道の使用につき支払う料金であつて、下水道条例に従い使用者の汚水排出量に基づき算出されるものをいう。
- (34) 「消費税」とは、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）に規定する税をいう。
- (35) 「成果物」とは、各種計画書、報告書、図面及びその他運営権者が本契約又は市の請求により市に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。
- (36) 「全体事業計画書」とは、義務事業期間全体の経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (37) 「中期事業計画書」とは、5 事業年度ごとの経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (38) 「年間事業計画書」とは、1 事業年度ごとの経営、改築、維持管理に対する計画をいう。
- (39) 「単年度対象改築業務」とは、年度実施協定の対象となる事業年度における運営権設定対象施設の改築の総称をいう。
- (40) 「地方消費税」とは、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第 2 章第 3 節に規定する税をいう。
- (41) 「長寿命化対策」とは、所定の耐用年数を新たに確保するため、いずれかの運営権設定対象施設に係る既存の設備の一部を活かしながら部分的に新しくすることをいう。
- (42) 「著作権法」とは、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）をいう。
- (43) 「提案書類」とは、本優先交渉権者が令和●年●月●日付で提出した審査に係る書類及び本事業の実施に係るその他の書類一式（審査書類についての確認事項回答文書、その他書類一式に関して市が本優先交渉権者に対して確認した事項に対する本優先交渉権者の回答（書面による回答（市に提出された書類を含む。）及び口頭による回答（後日文書化したものに限る。）を含む。）を含む。）をいう。
- (44) 「特定条例等変更」とは、本事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす市の条例及び政策等の変更をいう。
- (45) 「特定法令等変更」とは、下水道事業における公共施設等運営事業にのみ適用され、運営権者に不利な影響を及ぼす国の法令等及び政策等の変更（ただし、特定条例等変更を除く。）をいう。
- (46) 「任意事業」とは、本事業用地及び運営権設定対象施設において事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業をいう。
- (47) 「年度実施協定」とは、市と運営権者の間で締結される約款 A 別紙 5 の様式による協定

をいう。

(48) 「不可抗力」とは、本契約の義務の履行に直接かつ不利に影響を与えるものであって、①豪雨、暴風、高潮、洪水、落盤、地滑り、噴火、地震、津波その他の自然災害②戦争、暴動、騒乱、騒擾、疫病、テロその他の人為的な現象及び③第三者の故意又は過失（あらかじめ市と運営権者の間で合意した基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもので、市又は運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。

(49) 「附設」とは、附帯事業の実施に必要な設備を導入することをいう。

(50) 「附設設備」とは、附設によって設置された設備をいう。

(51) 「附帯事業」とは、既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業として、本優先交渉権者が提案書類において提案した事業をいう。

(52) 「物品譲渡契約」とは、市と運営権者の間で運営権者譲渡対象資産の譲渡に関して締結される約款 A 別紙 2 の様式による契約をいう。

(53) 「包括的民間委託」とは、約款 B に基づく市の運営権者に対する業務の委託をいう。

(54) 「包括的民間委託対象施設」とは、ポンプ場（小串ポンプ場、浜田ポンプ場、真締川ポンプ場及び厚南ポンプ場）及びマンホールポンプ施設等（桃山マンホールポンプ場、北小羽山マンホールポンプ場、厚南 3-4 マンホールポンプ場、中川揚砂ポンプ場及び中川除塵機）をいう。

(55) 「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(56) 「暴力団員等及びその他の関係者」とは、以下のいずれかの 1 つ以上に該当する者をいう。

ア 暴力団員等

(ア) 暴力団

(イ) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者

(エ) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者をいう。以下同じ。）

(オ) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

(カ) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(キ) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

(ク) 特殊知能暴力集団等（上記(a)から(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、

その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

(ケ) その他上記 (ア) から (ク) に準ずる者"

イ その他の関係者

(ア) アに該当する者（以下、「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者

(イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者

(エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有する者

(オ) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

(57) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）をいう。

(58) 「法令等」とは、条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他の公的機関の定めるすべての規定、判断、措置等をいう。

(59) 「募集要項」とは、市が令和 6 年 10 月 25 日付で公表した、宇部市公共下水道西部処理区運営事業募集要項をいう。

(60) 「募集要項等」とは、募集要項及びその添付書類（参考資料集を除く。）（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに補足資料、市のホームページへの掲載などにより公表したこれらに関する質問回答書及び競争的対話における市の回答文書（宇部市公共下水道西部処理区運営事業実施方針に関する意見又は質問への回答を含まない。）、その他これらに関して市が発出した書類（基本協定書（案）、実施契約書（案）及び要求水準書（案）を除く。）をいう。

(61) 「本完全無議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（会社法第 108 条第 1 項第 3 号）をいう。

(62) 「本議決権株式」とは、運営権者の発行する株式で、運営権者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式をいう。

(63) 「本議決権株主」とは、本議決権株式の株主をいう。

(64) 「本事業」とは、宇部市公共下水道西部処理区公共施設等運営事業をいう。

(65) 「義務事業開始日」とは、約款 A 第 8 条に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日をいう。

(66) 「義務事業開始予定日」とは、令和 8 年 4 月 1 日又は本契約の規定に従って延期された本事業の開始予定日をいう。

(67) 「義務事業期間」とは、義務事業開始日から本事業終了日までの期間をいう。

(68) 「本事業終了日」とは、第 31 条第 1 項に定める義務事業期間の終了日又は本契約の規定

に従って延期された本事業の終了日をいう。をいう。

(69) 「本処理区」とは、宇部市公共下水道事業における西部処理区をいう。

(70) 「本利用料金構成内容」とは、募集要項等に従って市及び運営権者が合意により定める利用料金の構成をいう。ただし、義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。

(71) 「民法」とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）をいう。

(72) 「モニタリング基本計画書」とは、宇部市公共下水道西部処理区運営事業モニタリング基本計画書をいう。

(73) 「本優先交渉権者」とは、募集要項等に基づく本事業の優先交渉権者選定手続において優先交渉権者として選定された、●をいう。

(74) 「本優先交渉権者構成員」とは、本優先交渉権者を構成する法人である●、●及び●をいう。

(75) 「要求水準」とは、本契約、募集要項等、要求水準書、モニタリング基本計画書及び提案書類に基づき定められている、本事業実施において運営権者が充足すべき水準をいう。

(76) 「要求水準書」とは、宇部市公共下水道西部処理区運営事業要求水準書をいう。

(77) 「利用料金」とは、使用料等のうち、使用者が運営権者に対して支払う利用料金をいう。

(78) 「利用料金収受代行業務」とは、使用者からの利用料金の収受に係る代行業務をいう。

(79) 「利用料金収受代行業務委託契約」とは、市と運営権者の間で利用料金収受代行業務に関して締結される約款 A 別紙 7 の様式による契約をいう。

(80) 「利用料金設定割合」とは、義務事業及び附帯事業につき本事業の実施に必要な利用料金の構成に基づき、下水道条例に従って設定される一定の割合をいう。

(81) 「BCP」とは、運営権者が要求水準に基づき作成する運営権設定対象施設に対する業務継続計画である宇部市公共下水道西部処理区運営事業業務継続計画書をいう。

(82) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）をいう。

別紙2 サービス対価の支払い方法

(1) 公共施設等運営事業におけるサービス対価

ア 対価の内容

公共施設等運営事業におけるサービス対価（本（1）において以下「本対価」という。）は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	備考
雨水処理に要する費用	四半期毎	・運営権者は、市が指定する費目内訳表（人件費、薬品費、動力費等）で費用を算出する。 ・対価の比率は、毎年度市が運営権者に対して指定する比率を採用する。 ・N年度の汚水・雨水比率は、東部・西部浄化センターにおける汚水と雨水²の年間処理水量の直近3ヶ年の平均割合（N-2年度、N-3年度、N-4年度の平均）で算出する。 ・N年度の不明水比率は、不明水率（汚水処理量から使用料対象水量を除いた割合）から計画汚水量を定めるときに設定した地下水量の割合（20%）を控除し、算出する。 ・高度処理比率は、$(1 - \text{不明水比率}) \times (1 - \text{雨水比率}) \times 12.5\% \div 2$ で算出する。
不明水の処理に要する費用	四半期毎	
高度処理に要する費用	四半期毎	

イ 支払い方法

① 支払いスケジュール

市は、本対価については、運営期間にわたって、原則として四半期毎に、運営権者に対して支払う。

運営権者は、四半期毎に本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日から30日以内に、運営権者に対して本対価を支払う。

② 1回あたりの支払額

市は、運営権者からの請求書に基づき、四半期ごとに支払う。

③ その他

運営権者は、本対価の算定にあたっては、運営権者が要した費用に対して市が指定する費用内訳表に経費分類させ、対象費目ごとの費用に対して、毎年度、市が指定する比率を乗じた額を計上すること。

² 雨水の年間処理水量は、晴天時流入汚水量の平均値^{*}以上となった日の流入汚水量の合計（①）を晴天時流入汚水量の平均値以上となった日（②）で除して算出したものと晴天時流量の平均値（③）との差に②を乗じることで算出する。

※晴天時流入汚水量の平均値：降雨日及び降雨日の翌3日を除いた日に係る流入汚水量の平均としている。

(2) 包括的民間委託におけるサービス対価

ア 対価の内容

包括的民間委託におけるサービス対価（本（2）において以下「本対価」という。）は、次の対価からなる。

対価	支払間隔	備考
維持管理業務委託費	毎月毎	・運営権者は、市が指定する費目内訳表（人件費等）で費用を算出する。

イ 支払い方法

① 支払いスケジュール

市は、業務委託期間にわたって、原則として月毎に、運営権者に対して本対価を支払う。

運営権者は、毎月、当該月の本対価に係る請求書を市に対して提出する。

市は、請求日から 30 日以内に、運営権者に対して本対価を支払う。

② 1 回あたりの支払額

市が 1 回あたりに支払う本対価は、事業年度ごとの支払予定額を当該事業年度における対象月数で按分した額とする（1 円未満の端数は各年度の初回支払額で調整する）。

③ 対価の改定

本対価のうち、物価変動等があった場合は、5 ヶ年（令和 13 年度、令和 18 年度、令和 23 年度、令和 28 年度及び令和 33 年度）に 1 度見直しを行う。

別紙3 サービス対価の改定

(1) 包括的民間委託におけるサービス対価

ア 物価変動に伴う改定

運営権者は、積算内訳表（人件費、直接経費、諸経費等）により対価の内容を明示すること。

各対価については、5 年毎にウに示す指標を基にサービス対価を改定する。

イ 改定方法

改定にあたっては、エの計算方法に基づき 5 年に 1 回（令和 13 年度、令和 18 年度、令和 23 年度、令和 28 年度及び令和 33 年度）の各年度 4 月 1 日以降の対価を改定する。

ウ 使用する指標

包括的民間委託における対価の改定にあたって使用する指標は以下のとおりとする。

物価変動費 構成項目	対象	参照される物価指数
人件費	○	山口県が公表する「公共工事設計労務・資材単価表」で示される電工単価（以下本別紙 6（4）において「物価指標①」という。）
薬品費	○	日本銀行が公表する国内企業物価指数で示される無機化学工業製品（以下本別紙 6（4）において「物価指標②」という。）
修繕費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙 6（4）において「物価指標③」という。）
保守点検費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙 6（4）において「物価指標④」という。）
その他営業経費	○	日本銀行が公表する企業向けサービス価格指数で示される総平均（以下本別紙 6（4）において「物価指標④」という。）

エ 令和 N 年度以降の改定方法

令和 N 年度以降の包括的民間委託におけるサービス対価は、運営権者が提案書類において提示した改定前 5 ヶ年の以下に示す物価変動費の物価変動比率が、改定時と比較し変動が生じた場合、以下算定式に基づいて設定した改定率を乗じて改定する。

なお、物価変動費率の算定方法は以下のとおりとする。

【物価変動費率算定方法】

人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度

前の事業年度 1 年間ににおける物価指標①の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和 6 年度）の事業年度 1 年間ににおける物価指標①の平均値）
 ＋薬品費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度前の事業年度 1 年間ににおける物価指標②の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和 6 年度）の事業年度 1 年間ににおける物価指標②の平均値）
 ＋修繕費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度前の事業年度 1 年間ににおける物価指標③の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和 6 年度）の事業年度 1 年間ににおける物価指標③の平均値）
 ＋保守点検費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度前の事業年度 1 年間ににおける物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和 6 年度）の事業年度 1 年間ににおける物価指標④の平均値）
 ＋その他営業経費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改訂実施年度の 2 年度前の事業年度 1 年間ににおける物価指標④の平均値÷前回改定時に指標とした年度（初回は令和 6 年度）の事業年度 1 年間ににおける物価指標④の平均値）

別紙4 プロフィットシェアリングの考え方

(1) プロフィットシェアリングの対象

包括的民間委託業務

(2) プロフィットシェアリングの適用条件

本事業におけるプロフィットシェアリングは、毎事業年度、以下の条件を満たした場合に適用するものとする。

ア 要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約後に新たな提案（効果的な手法、新技術導入等）により提案書類に基づく費用が縮減された場合には、縮減額の50%が運営権者に帰属するものとして、サービス対価を調整する。

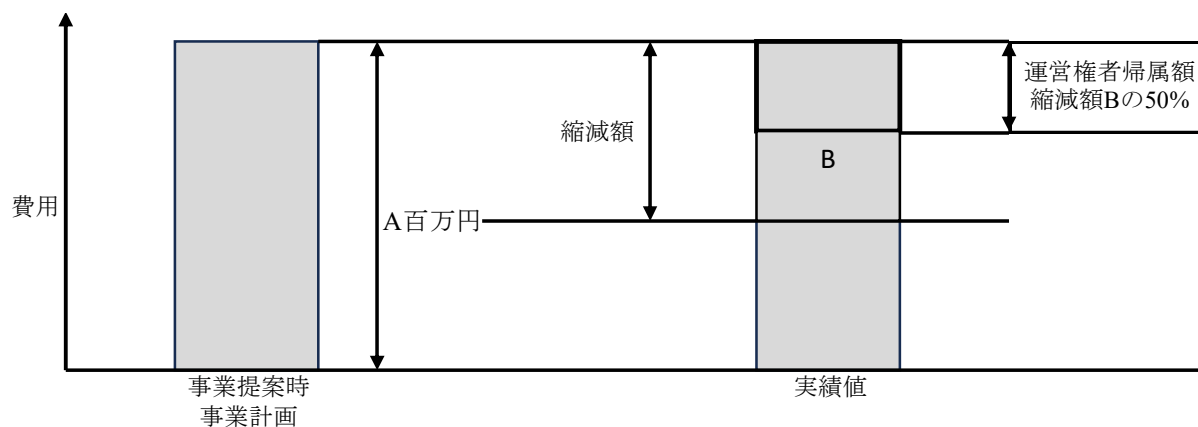


図 1 プロフィットシェアにおける縮減額の考え方